

第5 危険物製造所等の設置・変更許可申請

(法第11条第1項前段、第2項、危険物令第6条、第7条)

1 設置許可申請に必要な書類及び編さん

(1) 共通添付書類

ア 共通事項

- (ア) 申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。
- (イ) 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用すること。
- (ウ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設での申請するものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとする。
- (エ) 危険物令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- (オ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- (カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。

イ 共通添付書類

- (ア) 設置許可申請書
- (イ) 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）
- (ウ) 委任状（申請者と代理人の法人が異なる場合など、必要に応じて）
- (エ) 案内図、配置図
- (オ) 当該製造所等の周囲状況図
- (カ) 危険物の確認試験関係書類（一般に性状が知られているものを除く。）
- (キ) 位置、構造、設備の図面及び書類等
- (ク) 危険物配管関係
- (ケ) 附帯設備
- (コ) 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（製造、配置等）
- (サ) 電気関係設備（照明設備、電動機等）
- (シ) 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- (ス) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類（危険物令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ）
- (セ) その他必要な書類

ウ 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

- (ア) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (イ) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の特定防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (ウ) 排水溝、貯留設備（ためます等）については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は要さないこと。
- (エ) 工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。
- (オ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等（タンク等の支柱、油面計等の附属設備を含む。）については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。
- (カ) 計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができる。
- (キ) 危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備等及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある範囲をいう。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ク) 危険物取扱設備と関連のない（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ケ) 地上配管
- a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例による。
- b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

- (コ) 地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
 - (カ) 構造計算書等については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするができること。
 - (シ) 電気設備について
 - a 危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。
 - b 危険範囲外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。
電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
 - (ス) 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。
 - (セ) 消火設備、警報設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。
- (2) 製造所、一般取扱所
- ア 予防規程対象である指定数量の倍数が10以上の製造所については、第2章第3節「危険物製造所の設置・変更許可時における法第11条第2項の基準」に規定するリスクアセスメント・チェックリストを添付すること。
 - イ (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - (ア) 危険物施設全体のフローシート
 - (イ) 建築物関係
 - (ウ) 危険物施設機器
 - (エ) その他貯蔵又は取扱いの形態により、各製造所等の区分に準じて編さんすること。
- (3) 屋内貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - ア 建築物関係
 - イ 架台の設計図書及び計算書
 - ウ 油種別貯蔵図
- (4) 屋外タンク貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - ア タンク容量計算書
 - イ 計算書及び施工要領書
 - (ア) 特定屋外タンク貯蔵所及び小規模屋外タンク貯蔵所（第3章参照）の技術基準に係る項目
 - a 側板の厚さ
 - b 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討
 - c 地盤のすべりに対する安全確保

- d 地盤の許容支持力及び沈下の検討
 - e くい許容支持力及びくい反力
 - f 本体の許容力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書）
 - g 強め輪の必要断面係数（JIS-B-8501）
 - h 大気弁・通気口の容量検討（JIS-B-8501）
 - i 側板の開口穴に対する補強（JIS-B-8501）
 - j 溶接施工要領書（溶接施工確認試験を含む。）
 - k 非破壊検査要領書
 - l 地盤検査要領書
 - m その他必要と認められる書類
- (イ) (ア)以外の屋外タンク貯蔵所
- a 側板の厚さ
 - b 本体の許容応力及び応力の計算（耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにはその強度計算書）
 - c 大気弁・通気口の容量検討（JIS-B-8501）
 - d 側板の開口穴に対する補強（JIS-B-8501）
 - e 溶接施工要領書（現場施工の場合）
 - f その他必要と認められる書類
- ウ タンク本体製作図
- エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- オ 防油堤
- カ 基礎構造図、地盤製造図等
- キ 防火設備の設計書
- ク 防火設備
- (5) 屋内タンク貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。
- ア タンク容量計算書
 - イ 位置図
 - ウ 建築物関係
 - エ 危険物令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書
 - オ タンク本体製作図
 - カ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- (6) 地下タンク貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。
- ア タンク容量計算書
 - イ 位置図
 - ウ タンク本体製作図
 - エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

- オ 地耐力に対する検討
- カ 浮力に対する検討
- キ 土木関係設備

(7) 簡易タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア タンク容量計算書
- イ 位置図
- ウ 建築関係
- エ タンク本体製作図

(8) 移動タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 移動タンク共通事項

各図面の記載要領は「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日消防危第33号）により記載すること。

- (ア) 配置図
- (イ) 外観三面図
- (ウ) タンク構造図
- (エ) 配管概要図
- (オ) 安全装置構造図
- (カ) 可燃性蒸気回収設備概要図
- (キ) 側面枠取付図
- (ク) 側面枠構造図
- (ケ) 防護枠取付構造図
- (コ) 底弁及び閉鎖装置図
- (サ) 電気設備概要図
- (シ) 注入ホース構造図
- (ス) 静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所

前記アのほか、次に掲げるものとする。

- (ア) 貯蔵が予想される全ての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- (イ) 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し（積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ）
- (ウ) 箱枠構造図及び強度計算書（箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所のみ）
- (エ) 緊結金具及びすみ金具強度計算書

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請（市外、区外）に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (ア) 変更する常置場所の位置の図面

(イ) 申請書には、次の書類の写しを添付すること。

- a 変更前の最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書
- b タンク検査済証
- c 完成検査済証
- d 危険物製造所等譲渡届出書（旧行政庁に届出されたもの）
- e その他必要に応じ添付するもの

(a) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書

(b) 譲渡、引渡に関する委任状等（申請者が、直接新行政庁に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合）

(ウ) 上記の添付書類は、当該申請書に変更前の許可書（原本）、タンク検査済証（正）及び完成検査済証（原本）の添付ができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

(9) 屋外貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 外観
- イ 架台の設計図書及び計算書
- ウ 油種別貯蔵図

(10) 給油取扱所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 地下タンク容量計算書
- イ 給油取扱所求積図及び空地比求積図
- ウ 平面図、勾配図及び緑地図
- エ 立面図及び断面図
- オ 矩計図
- カ 展開図及び建具表
- キ タンク本体製作図
- ク 土木関係
- ケ その他危険物関係
- コ 排水関係
- サ 外構図
- シ 電気関係
- ス サービス機器関係
- セ 固定給油設備及び固定注油設備関係

固定給油設備等で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、次の書類以外は必要ないものであること。

なお、確認済機種は給油取扱所に設置する場合のみ有効であり、一般取扱所等に設置する場合には、確認済機種としては扱われないものであること。

(ア) 給油取扱所構造明細書に型式機種名及び確認番号（例TA-01-002：固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証（A012545）の番号ではないので、注意すること。）を記

載すること。

- (イ) 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し
- (ウ) 外型構造図

ソ 確認済機種以外の固定給油設備等にあつては、次の書類を添付すること。

- (ア) 固定給油設備等の仕様書
- (イ) 外観構造図（材質を含む。）
- (ウ) 先端弁構造
- (エ) ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の0.5メガパスカルの配管圧力試験成績書。ただし、昭和62年5月1日以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設（当該許可施設以外でも可。ただし、昭和62年5月1日以前に設置の許可を受けているものに限る。）する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。

(11) 販売取扱所

- (1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

建築関係（全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床の構造及び傾斜並びに貯留設備（ためます等）等の設置、区画の位置、構造等）

(12) 移送取扱所

- (1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 計算書（配管強度、架台強度等）
- イ 配管系の安全装置等（運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、緊急しゃ断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等）

2 変更許可申請に必要な書類及び編さん

変更許可申請に必要な添付書類は、次に掲げるものとする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

(1) 共通添付書類

- ア 変更許可申請書
- イ 製造所等ごとの構造設備明細書（製造所及び取扱所に設置するタンクのそれぞれの構造設備明細書を含む。）
- ウ 委任状（申請者と代理人の法人が異なる場合など、必要に応じて）
- エ 案内図
- オ 当該事業所等における当該製造所等の配置図
- カ 製造所等ごとにそれぞれ2(2)から(12)までに規定する位置、構造、設備の図面のうち、変更許可申請の内容が含まれている図面、書類等
- キ 当該製造所等に設置する消火設備のうち、変更許可申請の内容に消火設備の変更が含まれている場合は、当該消火設備の概要及び設計図書。ただし、当該製造所等に第4種及び第5種の消火設備の増設が変更許可申請の内容に含まれている場合は、消火設備所要単位算定表及び配置図
- ク 当該製造所等に設置する警報設備、避難設備のうち、変更許可申請の内容に警報設備、

- ケ 避難設備の変更が含まれている場合は、当該警報設備、避難設備の概要及び設計図書
- ク 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等を変更する場合は、当該設備等に関する書類
- コ 予防規程対象である指定数量の倍数が10以上の製造所については、第2章第3節「危険物製造所の設置・変更許可時における法第11条第2項の基準」に規定するリスクアセスメント・チェックリストを添付すること。
- サ その他申請に必要な書類

3 設置・変更許可申請書記入方法及び記入例

(1) 設置許可申請書（移送取扱所を除く。）（危険物規則様式第2）の記入方法は、別記1「危険物製造所等設置許可申請書」の記入例を参考に次によること。

ア 申請の名あて人は、「埼玉西部消防組合 管理者〇〇〇〇」と記入すること。

イ 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者は、申請者となり得るが、この場合の住所は、申請者の住所（法人は、申請者の主たる事業所（事務所）の所在する住所）とすること。

ウ 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人は主たる事業所（事務所）の所在する住所を記入すること。

エ 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいうものであること。

オ 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。ただし、埋立地等で地番等が確定していない場合は、既に登記されている地番の地先を記入すること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

また、記入する場合は、通称又は略称は使用しないこと。

例：「三丁目15番地の2」を「3-15-2」と略さないこと。

カ 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

キ 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。

なお、「指定なし」に該当するうち、同法第7条第3項に規定する「市街化調整区域」に該当する場合には、「指定なし（市街化調整区域）」と記入すること。

ク 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

ケ 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危険物令第2条及び第3条で規定する区分及び第2章第1節第2「危険物製造所等の定義」による区分を記入すること。

例：営業用の屋内給油取扱所の場合は、「給油取扱所（営業用屋内）」と記入すること。

- コ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した危険物の類、品名及び当該物品の化学名又は通称名、かっこ書による危険物令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危険物規則様式第2備考4に該当する場合に限る。）及び最大数量を記入すること。

例：製造所において第4類第1石油類アセトン（水溶性液体）100リットル、第1石油類ガソリン2,000リットル、アルコール類メタノール500リットル、第2石油類灯油2,000リットルが最大取扱量の場合は、次のように記入すること。

第4類

第1石油類、アセトン (400リットル)、 100リットル

第1石油類、ガソリン (200リットル)、 2,000リットル

アルコール類、メタノール (400リットル)、 500リットル

第2石油類、灯油 (1,000リットル)、 2,000リットル

- サ 指定数量の倍数の欄は、次によること。

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物の指定数量の倍数を求める場合には、それぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値を合計し、小数第2位を四捨五入して小数第1位までを指定数量の倍数の欄に記入すること。

例：一般取扱所において、第4類第1石油類ガソリン20,000リットル、第1石油類アセトン150リットル、第2石油類軽油5,200リットル、第4石油類潤滑油1,000リットルを取り扱う場合

ガソリン 20,000 ÷ 200 = 100.0

アセトン 150 ÷ 400 = 0.375

軽油 5,200 ÷ 1,000 = 5.2

潤滑油 1,000 ÷ 6,000 = 0.166

計 105.741 ≒ 105.7

したがって、指定数量の倍数は、105.7となり、この数字を記入すること。

- シ 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の適用にしたいが、条文を記入すること。

例：一面開放の上階のある屋内給油取扱所の場合は、当該欄に、「令第17条第2項（規則第25条の9及び規則第25条の10）」と記入すること。

- ス 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。

- セ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

- ソ 着工予定期日の欄は、「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完成予定期日の欄は、工事日数又は、完成予定年月日等を記入すること。

- タ その他必要事項の欄は、危険物令第23条を適用して特例を使用する場合は、その旨を、また当該製造所等が建て替え等廃止設置の場合は、廃止する製造所等の設置許可年月日及び番号、廃止届出が受理済みの場合は、廃止届出の受理年月日及び番号を記入すること。

- チ 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。
- (2) 移送取扱所設置許可申請書（危険物規則様式3）の記入方法は、別記2「移送取扱所設置許可申請書」の記入例を参考に(1)ア、イ、ウ、サ、セ、ソ、タ、チの例によるほか、次によること。
- ア 設置場所のうち起点及び終点の欄は、当該移送取扱所のうち最も距離の長い配管の起点と終点の設置場所を記入すること。
- なお、この場合も通称又は略称は使用しないこと。
- イ 設置場所のうち経過地の欄については、危険物規則様式第3備考4のほか当該事業所構内のみ（当該事業所に接続されている栈橋を含む。）の移送取扱所にあつては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。また当該事業所と他の事業所等に設置された栈橋、係留ブイ間の移送取扱所にあつては、当該移送取扱所が主に設置又は通過する事業所の所在地又は河川、道路、橋等の通称を記入すること。
- ウ 配管の延長の欄は、当該移送取扱所のうち最も長い配管の距離を記入すること。
- エ 配管の外径の欄は、当該移送取扱所の配管の外径を全て記入すること。ただし、1条の配管の途中で外径が変更するものは当該配管のうち最も距離が長い部分の外径を記入すること。
- 例：外径318.5mm（12B）の配管が2条、外径216.3mm（8B）の配管が5条、外径165.2mm（6B）の配管が3条、計10条の配管が設置されている移送取扱所の場合は、「318.5mm×2条、216.3mm×5条、165.2mm×3条」と記入すること。
- オ 配管の条数の欄は、当該移送取扱所における配管の本数を記入すること。ただし、1本の配管が、途中で2本以上に分岐している場合は、当該配管の距離の長い部分の本数を当該配管の本数とすること。
- 例：総延長300メートルの配管の100メートル部分で2本に分岐（残り200メートル）している配管の本数は、2本とすること。
- カ 危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した危険物の類、品名及び当該品名の化学名又は通称名及びかつこ書きによる危険物令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危険物規則様式第3備考5に該当する場合に限る。）を記入すること。
- キ 危険物の移送量の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した最大取扱数量を記入すること。
- ク ポンプの種類等の種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄については、当該移送取扱所に設置されている全てのポンプについて記入すること。
- なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において、危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所の付属ポンプについては、記入する必要がないものであること。
- (3) 変更許可申請書（移送取扱所を除く。）（危険物規則様式第5）の記入方法は、別記3「危険物製造所等変更許可申請書」の記入例を参考に(1)アからケ、サ、シ、ソ、チの例によるほか次によること。
- ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の許可年月日及び番号を記入する

こと。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。

イ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、当該変更により危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の変更がある場合は、変更前と変更後を記入すること。

ウ 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。

エ 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。

オ その他必要な事項の欄には、今回の変更内容で危険物令第23条を適用して特例を使用する場合にその旨を記入すること。

(4) 移送取扱所変更許可申請書（危険物規則様式第6）の記入方法は、別記4「移送取扱所変更許可申請書」の記入例を参考に(2)並びに(3)ア、オの例によるほか次によること。

ア 設置場所の起点の欄から配管の条数の欄及び危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄からポンプの種類等の基数の欄（以下この項において「移送取扱所の概要」という。）の変更前の欄には当該移送取扱所の設置又は前回の変更許可の概要を記入すること。

イ 移送取扱所の概要の変更後の欄は、今回の変更許可により変更する部分のみを記入し、変更しない場合は空欄とすること。

ウ 移送取扱所の概要の変更理由の欄は、(4)イで記入した欄のみ、変更の理由を記入すること。